

平成29年第1回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成29年1月13日(金) 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席委員 藤井委員長, 小葉松委員, 須田委員, 青田委員, 山本委員
- 4 欠席委員
- 5 事務局 小林生涯学習部長, 木村学校教育部長, 佐藤生涯学習部次長,
鶴喰生涯学習部次長, 阿部管理課長
- 6 傍聴者 なし
- 7 付議事項
- 日程第1 議案第1号 平成29年度教育委員会関係予算要求に関し, 議決を求めること
について
- 日程第2 議案第2号 平成29年度教育に関する歳入歳出予算に係る意見の提出に関
し, 議決を求めることについて
- 日程第3 議案第3号 平成28年度教育費補正予算要求に関し, 議決を求めることにつ
いて
- 日程第4 議案第4号 教育財産の廃止に関し, 議決を求めることについて
- 日程第5 議案第5号 フットボールパークの敷地の変更に関し, 議決を求めることにつ
いて
- 日程第6 議案第6号 函館市立西中学校・函館市立潮見中学校・函館市立宇賀の浦中学
校統合校の校名に関し, 議決を求めることについて
- 日程第5 報 告 事 項
- ・函館市立学校管理規則の一部改正について
 - ・函館市立学校職員服務規程の一部改正について
 - ・市立小中学校調理場の稼働停止に伴う学校給食費の返還等につ
いて

■藤井委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に, 小葉松委員, 須田委員を選任。
- 本日の日程のうち, 日程第1, 議案第1号, 「平成29年度教育委員会関係予算要求に
関し, 議決を求めることについて」から日程第3, 議案第3号, 「平成28年度教育費補
正予算要求に関し, 議決を求めることについて」を「秘密会」としたいがいかがか。
- 異議がないので, 秘密会とさせていただきます。

- それでは, 日程第1, 議案第1号「平成29年度教育委員会関係予算要求に関し, 議決
を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■藤井委員長

- 議案第1号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第2、議案第2号「平成29年度教育に関する歳入歳出予算に係る意見の提出に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■藤井委員長

- 議案第2号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第3、議案第3号「平成28年度教育費補正予算要求に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■藤井委員長

- 議案第3号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第4、議案第4号、「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第4号、「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 五稜中学校については、平成28年3月31日に閉校しており、「もと五稜中学校」として引き続き、教育委員会が所管している。平成28年7月21日に跡地利用の活用に係る庁内協議により建物解体撤去条件付きで売却するという函館市の意志決定があり、道教委を通じて、文部科学大臣あてに公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書を提出していたところであるが、平成28年12月27日付で承認が得られたことから、平成29年1月13日をもって教育財産を廃止し、財務部に引き継ぎしようとするものである。
- なお、当該敷地については、今後、市議会の議決を経たうえで、「公益社団法人 函館市医師会」に売却される予定となっている。

■藤井委員長

- 議案第4号について、何かあるか。

■藤井委員長

- 議案第4号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第5、議案第5号、「フットボールパークの敷地の変更に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第5号、「函館フットボールパークの敷地の変更に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 本件は、函館フットボールパークの敷地に関わる変更が、2点生じるものである。
- 一般国道278号線函館新外環状道路工事に関わる周辺整備に伴い、拡幅される放射4

号線の道路形状の変更により、道路用地から外れる土地が一部生じることで、教育委員会が、函館フットボールパークの敷地として管理する必要があることにより、土木部からの所管替えを受けるものである。

- 現在、函館フットボールパークの敷地は、所在地「日吉町4丁目」、地番「64番1」ほか4筆となっており、土地面積は、92,635.27㎡である。
- このうち、紫色で示している部分であるが、地番「51番117」のうち、土地面積46,84㎡について、土木部からの所管替えを受けるものである。
- 次に、同じく、一般国道278号線函館新外環状道路工事に関わる周辺整備に伴い、北海道が施工する、放射4号線改良工事の事業用地として、函館フットボールパークの敷地の一部が必要となることから、北海道土地開発公社から土地取得についての協議があったもので、施設の運営に支障がないことから、売却を前提に、財務部へ所管替えを行うものである。
- 土木部から所管替えを受けることにより、函館フットボールパークの敷地は、所在地「日吉町4丁目」、地番「64番1」ほか5筆となり、土地面積は92,682.11㎡となるものである。このうち、地番「64番1」のうち、346.09㎡を、財務部へ所管替えするものである。これにより、変更後における函館フットボールパーク全体での敷地面積は、全筆で、92,336.02㎡となる。
- なお、北海道への土地売却については、教育委員会が、事業用地としての支障物件である埋設管等について、平成29年度の当初に除却を行った以降に予定するものである。

■藤井委員長

- 議案第5号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第5号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第6、議案第6号、「函館市立西中学校・函館市立潮見中学校・函館市立宇賀の浦中学校統合校の校名に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第6号、「函館市立西中学校・函館市立潮見中学校・函館市立宇賀の浦中学校統合校の校名に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 本議案については、前回の定例会で報告したとおり、統合準備委員会より、校名決定について要望書の提出があったところであり、統合校の校名を決定しようとするものである。
- 統合準備委員会は、3校のPTA、評議員、学校職員の代表24名で組織されており、統合校開校に係る様々な事項を検討している。統合準備委員会では、2「統合準備委員会での検討経過」にあるように、統合校の校名候補の選考が行われたものである。選考においては、3の(2)「選考における考え方」にあるように、地域性や歴史性を重視する教育委員会の校名選定方針に沿って進められ、「西部」「海峡」「青柳」の3つの校名候補が選定された。
- まず、「西部」については、統合校の校区となる函館駅前から函館山までの地域が通称「西部地区」と呼ばれており、観光地として全国的に知られている場所であり、地理的にもわかりやすい校名であるという選考理由である。
- 次に「海峡」については、統合校校舎から津軽海峡が望めることに由来し、海峡の名がつく中学校は全国的に稀有であり函館を象徴しているという選考理由である。

- 最後に「青柳」については、統合校校舎となる現潮見中学校は、昭和23年に函館市立青柳中学校として創設しており、統合校の住所も青柳町となることから町名に由来し、地理的にもわかりやすいという選考理由である。
- なお、統合準備委員会で選定された3候補については、同委員会における投票結果が僅差であったことから、優先順位をつけずに要望されている。
- 本日は、統合準備委員会からの要望も踏まえ、統合校の校名を決定していただきたいが、地域性や歴史性を重視する観点から、「統合校の所在地の町名」、「地域を象徴する名称」、「既存校名または過去に地域に設置されていた学校の名称」という教育委員会の校名選定方針に沿って、決定していただきたい。

■藤井委員長

- 議案第6号について何かあるか。

■藤井委員長

- 選定における考え方についてだが、広い意味では、「海峡」は含まれると思うが、厳密に考えると、選定方針から外れている気がする。

■学校教育部長

- 統合準備委員会から3つの校名候補をいただいた際に、「海峡」については、事務局内でも疑問に思った。統合準備委員会の委員長にもその旨伝えたが、統合準備委員会での議論の結果、3つの案が出たので、そのまま3つを示したいとの意向であったため、今回示したものである。

■須田委員

- 巴中学校のときに、既存の校名を使うという選択肢があってもよいのではないかという意見が出されていたと思うが、今回については、そのような意見は出たのか。

■小葉松委員

- 関係者のみの委員会なので、関係しない地域の方をメンバーに入れてはどうかという意見を以前から言っているが、今回についても、考慮されていないのか。その地域の方に限らず、函館市全体という観点から意見が言える人についても、必要ではないかと思う。

■青田委員

- 統合準備委員会については、実務的なことが中心となってしまう。校名候補の決定については、その地域の方のみではなく、有識者に参加してもらうということはよいことかもしれない。

■小葉松委員

- その地域の方のみでは、客観的な視点から考えるということが難しいのではないかと思う。

■青田委員

- 客観的な視点というよりも、思いが強く反映されてしまう。校名については、有識者を加えて議論をするという形がよいと思う。

■山本委員

- 巴中学校の際には、外部の歴史の専門家に意見をもらったりしたが、準備委員会からの要望に入っていなかった。

■小葉松委員

- 候補としてよりよい校名があったかもしれないが、準備委員会からの要望には入らないとなかなか選定ができない。

■山本委員

- それで、教育委員会としての選定方針を定めた。

■小葉松委員

- 歴史的なことを関係なく、今までにない名前ばかりが出てきてしまっていた。統合する学校それぞれが平等にという考えで、それぞれの校名を残すという考えはなかった。新しい名前にしようとする傾向が強かったので、地域性や歴史性を重視するという方針が定められた。しかし、準備委員会での議論の中でどこまで考慮されているのか。委員会の中で意見を述べた方がよいような気がする。

■藤井委員長

- 3つの校名候補であれば、どの校名がよいか。

■青田委員

- 函館市の場合は、町名が1番わかりやすいと思っている。また、「青柳」という歴史のある町名なので、「青柳」がよいと考えている。

■小葉松委員

- 私も「青柳」がよいと思う。

■須田委員

- 私も「青柳」がよいと思う。

■山本委員

- 選定方針を定めたときに、所在地の町名を1番目にあげている理由は位置がわかりやすいという理由もあり、町名というのは、歴史性があるため「青柳」がよいと思う。

■藤井委員長

- 私も「青柳」がよいと思う。「海峡」は選定方針から外れている。「西部」については、西中学校の西が入っているので、他の学校との兼ね合いもある。「青柳」については、地理的にもわかりやすいし、石川啄木の歌でも「青柳町こそ悲しけれ」というフレーズがあり、全国的な知名度もある。
- 委員の意見は、全て「青柳中学校」ということだが、「青柳中学校」に決定してよろしいか。

■須田委員

- 今回のことではないが、今後の統合校名候補の選定の仕方については、先ほど小葉松委員から意見が出されたように方法を詳細に定めた方がよいと思う。

■藤井委員長

- 校名候補の決定に関しては、先ほど話題になったが、有識者に加わってもらい、意見を聞く場を設けるのがよいのではないか。また、小葉松委員の意見にもあったが、統合に関係ない地域の住民を参加させることも有効だと思う。

■山本委員

- 今後の進め方については、事務局で検討させてほしい。選定方針を定めて初めての統合だったということもあり、研究を進めたいと考えている。

■藤井委員長

- よろしく願います。
- 議案第6号の校名は、「青柳中学校」に決定する。
- 次に、日程第7、報告事項の1点目、「函館市立学校管理規則の一部改正について」および2点目「函館市立学校職員服務規程の一部改正について」一括、報告を求める。

■学校教育部長

- 報告事項の1点目「函館市立学校管理規則の一部改正について」および2点目「函館市立学校職員服務規程の一部改正について」報告する。
- 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が平成28年12月22日に公布され、平成29年1月1日から介護時間が新設されたことに伴い、改正したものである。
- まず、函館市立学校管理規則については、第39条第2項に介護時間を追加したものである。
- 次に、函館市立学校職員服務規程については、介護時間が新設されたことに伴い、様式等を整備したものである。
- なお、いずれも、本来であれば、函館市教育委員会の議決を経て施行すべきものであるが、緊急に処理する必要があるため、また、委員会の会議を招集するいとまが無かったことから、函館市教育委員会の職務権限に属する事務を教育長に委任する規則第1条第1項第2号および第2条第1項の規定に基づき、教育長が代理に決定し、平成29年1月1日に施行したものである。

■藤井委員長

- ただいまの報告について何かあるか。

(意見なし)

- 次に、報告事項の3点目、「市立小中学校調理場の稼働停止に伴う学校給食費の返還等について」報告を求める。

■学校教育部長

- 報告事項3点目、「市立小中学校調理場の稼働停止に伴う学校給食費の返還等について」報告する。
- 昨年11月に、ボイラーの煙突用断熱材の劣化剥離によるアスベストの飛散の恐れがあるため、6校の調理場の稼働を停止したことにより、配送校を含め16校の学校給食が中止または簡易給食対応となり、通常給食の提供に支障を及ぼした。
- そのため、この間における学校給食の食材費については市が学校長に補償することと

し、学校給食費については学校長が保護者に返還することを決定したものである。

- 具体内容としては、11月15日の給食中止時の主食、牛乳およびキャンセルができなかった食材費については、市が補償し、保護者には学校長から学校給食費1食単価の金額、小学校は251円、中学校は311円を返還する。
- また、11月15日から最長で21日までの簡易給食期間については、簡易給食の食材費およびキャンセルができなかった食材費については、市が補償を行い、保護者には学校長から学校給食費1食単価のうち、副食費相当額、小学校は140円、中学校は189円を返還する。
- 学校給食費の返還方法については、今年度最後の学校給食費徴収日である1月27日に、1月徴収額分から返還額分を差し引いた額を保護者の口座から引き落とすことにより相殺し、返還するものである。
- なお、食材費の補償金の額については、16校分の総額で、約116万5千円となる。

■藤井委員長

- ただいまの報告について何かあるか。

(意見なし)

- 報告事項はこれで終了する。

■終了宣言

- 午後2時45分

議事録署名人 小葉松 洋子

〃 須田 新崇

調製者庶務係 若崎 友哉